三井住友海上
MS&AD INSURANCE GROUP

安心のゴールキーパーでありたい。

2011年10月1日以降始期契約用
一般自動車総合保険

クルマの保険

1年契約はもちろん、
2年または3年契約が可能な
自動車保険です。
「GK クルマの保険」は
お客さまにぴったりの
補償とサービスで
あなたのカーライフを守りつづけます。

三井住友海上は
サッカー日本代表を応援しています！

あなたを守りつづける自動車保険

GK クルマの保険

ニューロングでながーく安心。

ニューロングは、保険期間を「3年」または「2年」とする長期自動車保険です。「1年契約」と同様、前保険年度の事故の有無に応じて翌年の等級と保険料が決まる契約方式です。

ニューロングではない、保険期間が1年のご契約もお選びいただけます。

詳しくは P18

ニューロングは、日本経済新聞社が主催する「2010年日経優秀製品・サービス賞」において、金融分野で特に優れた商品・サービスとして最優秀賞を受賞しました。

万一の事故の際も安心。

お客さまの「困った」や「心配・・・」に先回り！
事故の発生から解決まで安心しておまかせください！

詳しくは裏表紙

自分にぴったりの補償が選べるから安心。

「3つのプラン」と「MYオプション」で、お客さまにぴったりの自動車保険が作れます。

詳しくは P2〜11

ご契約の対象となる保険契約者

所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険（自動車共済を除きます。）をご契約されている合計台数が9台以下の保険契約者

ご契約の対象となる自動車

すべての用途車種のお車（レンタカー、教習用自動車および販売用自動車等は除きます。）

このパンフレットをご覧になるときは、両側の扉ページを開いたままでご覧ください。

1. 扉ページを開いて補償のページをご覧ください。
2. P2の補償内容等はP3〜P11で詳しく説明していますので、開いたままご覧ください。
3. P17の「マークのご説明」も開いたままご覧いただくと、補償内容をわかりやすくご理解いただけます。

P1　P4

P2 3つのプラン MYオプション　P3　P4　P17 マークのご説明

「GK クルマの保険・一般用」3つのプラン

基本のリスクを補償する「基本プラン」、多くのお客さまにお選びいただいている「標準プラン」、
「標準プラン」にくらべ、補償を充実させた「充実プラン」をご用意しています。

基本プラン

相手への賠償
- 対人賠償保険
- 対物賠償保険
- 対物超過修理費用特約（任意）

おケガの補償
- 人身傷害保険
- 搭乗者傷害（入通院/2区分）特約（任意）
- 搭乗者傷害（入通院/2区分）倍額払特約（任意）
- 重度後遺障害時追加特約（任意）
- ケアサポート費用特約（任意）
- 差額ベッド費用特約（任意）

お車の補償
- 車両保険
- 全損時諸費用特約（任意）
- 全損時諸費用倍額払特約（任意）
- 車両保険無過失事故特約（任意）

車両基本プラン

標準プラン

相手への賠償
- 対人賠償保険

- 対物賠償保険
- 対物超過修理費用特約

おケガの補償
- 人身傷害保険

- 搭乗者傷害（入通院/2区分）特約
- 搭乗者傷害（入通院/2区分）倍額払特約（任意）
- 重度後遺障害時追加特約（任意）
- ケアサポート費用特約（任意）

- 差額ベッド費用特約（任意）

お車の補償
- 車両保険

- 全損時諸費用特約
- 全損時諸費用倍額払特約（任意）
- 車両保険無過失事故特約（任意）

車両標準プラン

充実プラン

相手への賠償
- 対人賠償保険

- 対物賠償保険
- 対物超過修理費用特約

おケガの補償
- 人身傷害保険

- 搭乗者傷害（入通院/2区分）特約
- 搭乗者傷害（入通院/2区分）倍額払特約
- 重度後遺障害時追加特約
- ケアサポート費用特約

- 差額ベッド費用特約

お車の補償
- 車両保険

- 全損時諸費用特約
- 全損時諸費用倍額払特約
- 車両保険無過失事故特約

車両充実プラン

相手への賠償 詳しくはP3へ
おケガの補償 詳しくはP4へ
お車の補償 詳しくはP7へ

ロードサービス

ご契約のお車が**自家用8車種**の場合

おクルマQQ隊 ＋ 運搬・搬送・引取費用特約

おクルマQQ隊は運搬・搬送・引取費用特約をセットしたときにご利用いただけます。
運搬・搬送・引取費用特約のセットをおすすめします。

詳しくはP8へ

- プランは、「相手への賠償」「おケガの補償」「お車の補償」の3つの組合せ、または、「相手への賠償」「おケガの補償」の2つの組合せが可能です。
  また、［点線枠］で囲まれた特約は、条件に従って任意にセットでき、たとえば、標準プランには重度後遺障害時追加特約をセットすることができます。
- プラン以外でご契約いただく場合は、対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットいただきますが、その他の補償・特約は条件に従って任意にセットできます。

MYオプション

さらに、カーライフに合わせてお選びいただける「MYオプション」もご用意しています。

- 自動車事故弁護士費用特約

- 弁護士費用特約

- 代車費用特約

- 新車特約

- 車両全損（70%）特約

- 車両超過修理費用特約

- 車内手荷物等特約

- 日常生活賠償特約（保険金額・無制限）

- ファミリーバイク（人身傷害あり）特約

- ファミリーバイク（人身傷害なし）特約

詳しくはP9へ

chapter 1 相手への賠償

基本 標準 充実

相手の方にケガをさせてしまったとき
対人賠償保険

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。
なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限ります。
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

基本 標準 充実

相手の方の車や電柱などを壊してしまったとき
対物賠償保険

ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。
また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 落下物取片づけ費用
- 原因者負担費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

~~基本~~ 標準 充実

相手の方の車の修理費が時価額より高かったとき
対物超過修理費用特約

対物賠償保険付き契約にセットできます。

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。(注)
ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理された場合に限ります。
(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限ります。

被保険者

マークの説明は P17

ご自身
配偶者
同居の親族
別居の未婚の子
借りた方
雇い主など

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットいただきますが、対物超過修理費用特約は条件に従って任意にセットできます。
補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

Q 事故にあったら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか?

A いいえ。**めんどうな示談交渉は当社におまかせください。**
対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。(注)
なお、ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合や、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合等は、示談交渉をお引き受けできないことがあります。
(注)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P17

対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約共通

故意
第三者との約定
競技
台風
親族間
地震・噴火・津波

対人賠償保険の場合

左記に加えて
企業内

chapter 2

おケガの補償

基本 標準 充実

事故でケガをしてしまったとき

人身傷害保険

ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ保険金額を限度(注2)に人身傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用

(注1) 損害とは治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費等をいいます。また損害額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。

(注2) 保険金額が無制限以外のご契約で、無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額を限度とします。なお、無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

※1 相手の方からの賠償金や、労働者災害補償制度等による給付を受け取っている場合等は、その額を差し引いて保険金をお支払いします。

※2 ケガの治療を受ける場合には、健康保険等の公的制度をご利用ください。

被保険者

マークの説明は P17

搭乗者

保有者

運転者

自動車事故特約 をセットする場合　記名被保険者が個人の場合にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

○:お支払いします　✕:お支払いしません

事故の種類	ご契約のお車の事故	自動車事故
主な事故例	ご契約のお車が衝突してケガをした	歩行中に自動車にはねられケガをした
自動車事故特約をセットする場合	○	○
自動車事故特約をセットしない場合	○	✕

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

自動車事故特約をセットする場合

ご自身

配偶者

同居の親族

別居の未婚の子

他車の搭乗者

人身傷害保険を希望されないお客さま向けの、おケガの補償をご用意しています。 詳しくは P13

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットいただきますが、人身傷害保険は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

Q 人身傷害保険に自動車事故特約をセットしないと、ご契約のお車に搭乗中の事故については「配偶者」は補償されないのでしょうか?

A いいえ。ご契約のお車に搭乗中のときは「搭乗者」として補償の対象になります。「配偶者」のほか「ご自身」、「同居の親族」、「別居の未婚の子」も同様です。なお、搭乗者傷害(入通院/2区分)特約(P5)においても、「ご自身」や「配偶者」などが搭乗中のときは「搭乗者」として補償の対象となります。

人身傷害保険

故意・重過失　酒気帯び　闘争・自殺　承諾なし　感染症　競技　地震・噴火・津波

自動車事故特約をセットする場合 上記に加えて

- ■ご契約のお車以外の自動車で、記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用する自動車に搭乗中に生じたケガによる損害
- ■ご契約のお車以外の自動車で、「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが、自ら所有または常時使用する自動車を運転中に生じたケガによる損害
- ■ご契約のお車以外の自動車で、「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま」の使用者が所有する自動車に、被保険者が使用者の業務のため搭乗中に生じたケガによる損害

chapter 2 おケガの補償

基本 標準 充実

入院して当座の費用が必要になったとき
搭乗者傷害（入通院／2区分）特約

人身傷害保険 付き契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、次の2区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	金額
①	5日未満	5日未満入通院保険金	1万円
②	5日以上	5日以上入通院保険金	10万円

ケガの治療のために入院または通院した日数に対して、医療保険金をお支払いする特約もご用意しています。

搭乗者傷害（入通院／日数）特約 詳しくは P14

さらに

基本 標準 充実

搭乗者傷害（入通院／2区分）倍額払特約

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約 付き契約にセットできます。ご契約のお車がバスの場合はセットできません。

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

搭乗者

基本 標準 充実

事故により重い後遺障害が残ってしまったとき
重度後遺障害時追加特約

人身傷害保険 付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして重度後遺障害(注1)が生じ、介護が必要となる場合に、人身傷害保険の保険金額の2倍の額を限度(注2)に人身傷害保険金をお支払いするとともに、次の保険金をお支払いします。

住宅改造費用保険金	介護のために住宅を改造する場合に、実際に負担した費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に住宅改造費用保険金をお支払いします。
福祉関連費用保険金	福祉車両を取得する場合もしくは所有するお車を福祉車両に改造する場合、または車いす・特殊ベッドを取得した場合に、実際に負担した費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ500万円を限度に、福祉関連費用保険金をお支払いします。

（注1）普通保険約款別表1の1の第1～2級または別表1の2の第1～2級、第3級③④の後遺障害をいいます。
（注2）人身傷害保険の保険金額が無制限以外のご契約が対象です。なお、人身傷害保険の保険金額が1億円以下の場合で、無保険車との事故により十分な賠償を受けられないときは、2億円を限度とします。ただし、被保険者の同居の父母が賠償義務者となる場合等は保険金額の2倍の額を限度とします。無保険車とは対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
（注3）事故日から、重度後遺障害が生じた日の翌日から1年後の応当日までに負担した費用とします。

被保険者

人身傷害保険 と同じです。

詳しくは P4

万一の事故の際には、紹介ネットワークをご利用いただけます。

保険金をお支払いできる場合に、当社提携業者をご紹介します。原則として、お客さまはキャッシュレスでご利用いただけます。

たとえば
- **自宅をバリアフリー**にしたい。……▶ バリアフリーリフォーム事業者をご紹介
- **車いす**が必要。……▶ 介護用品店をご紹介

搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いする特約もご用意しています。 詳しくは P13

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットいただきますが、このページに掲載の特約は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合 マーク の説明は P17

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約、搭乗者傷害（入通院／2区分）倍額払特約共通

故意・重過失
酒気帯び
闘争・自殺
承諾なし
感染症
競技
地震・噴火・津波

重度後遺障害時追加特約

人身傷害保険 と同じです。

詳しくは P4

chapter 2

おケガの補償

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

事故で入院中に家族のサポートが必要なとき

ケアサポート費用特約

人身傷害保険 付き契約にセットできます。

被保険者

人身傷害保険と同じです。

詳しくは P4

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、実際に負担した次の費用(注1)について、被保険者1名につきそれぞれ合計200万円を限度にケアサポート費用保険金をお支払いします。

ホームヘルパー雇入費用	家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。
介護ヘルパー雇入費用	介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用について、1日あたり2万円を限度にお支払いします。
ベビーシッター雇入費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用について、1日あたり2万円(注2)を限度にお支払いします。
保育施設預け入れ費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用について、1日あたり2万円(注2)を限度にお支払いします。
医療情報提供サービス利用費用	医療情報提供サービス(注3)を利用した費用について、1事故につき5万円を限度にお支払いします。

(注1)入院期間中に負担した費用とします。ただし、医療情報提供サービス利用費用については、事故日から「治療最終日の翌日から90日後の日」までの期間中に負担した費用とします。
(注2)ベビーシッター雇入費用と保育施設預け入れ費用を合計して1日あたり2万円を限度とします。
(注3)治療方針等に関するアドバイス、症状に応じた医療機関情報の提供、受診のサポート等の有償サービスをいいます。

万一の事故の際には、紹介ネットワークをご利用いただけます。

保険金をお支払いできる場合に、当社提携業者をご紹介します。原則として、お客さまはキャッシュレスでご利用いただけます。

たとえば
- 家事をサポートしてほしい。……ホームヘルパーをご紹介
- 介護をサポートしてほしい。……介護ヘルパーをご紹介
- 育児をサポートしてほしい。……ベビーシッターをご紹介
- 別のお医者さんの意見を聞いてみたい。……専門医をご紹介

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

入院したら個室を利用したいとき

差額ベッド費用特約

人身傷害保険 付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院し、被保険者のご希望により個室等を使用した場合に、実際に負担した差額ベッド費用(注)について、被保険者1名につきそれぞれ入院1日目から最大90日間、1日あたり15,000円を限度にお支払いします。

(注)健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットいただきますが、このページに掲載の特約は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合

ケアサポート費用特約、差額ベッド費用特約共通

人身傷害保険 と同じです。

詳しくは P4

chapter 3 お車の補償

被保険者 マークの説明は P17

所有する方

基本 標準 充実

自分の車が壊れてしまったとき
車両保険

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額を差し引いた額(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 運搬費用(注2)
- 盗難引取費用(注2)
- 共同海損分担費用

(注1)全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。
(注2)運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。

車両危険限定特約をセットする場合

ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車以外の場合にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「相手自動車(注3)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。

○:お支払いします
×:お支払いしません

主な事故例	車対車の衝突・接触	火災・爆発	盗難(注4)	台風・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	自転車との衝突・接触	電柱・ガードレール等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両危険限定特約をセットする場合	○(注3)	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注3)相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。ただし、相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注4)ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

~~基本~~ 標準 充実

自分の車が全損になったとき
全損時諸費用特約

車両保険 付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車が全損となった場合に、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。(注)なお、新車特約をセットしており、お車を買い替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。(注)

(注)車両保険金をお支払いする場合に限ります。

さらに

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

全損時諸費用倍額払特約

全損時諸費用特約 付き契約にセットできます。

全損時諸費用特約の保険金の金額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。

~~基本~~ ~~標準~~ 充実

一方的に追突されて、自分の車が壊れたとき
車両保険無過失事故特約

車両保険 付き契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車(注1)との衝突・接触事故でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合は、継続契約の等級決定において事故件数に数えない事故として、車両保険金をお支払いします。(注2)(注3)ただし、相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合に限ります。

(注1)相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注2)車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。
(注3)車両保険金とあわせて支払われる全損時諸費用特約、車内手荷物等特約などの保険金についても、事故件数に数えない事故としてお支払いします。

車両価額協定保険特約

ご契約のお車が自家用8車種の**車両保険**付き契約に必ずセットされます。
ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車およびA種工作車以外の**車両保険**付き契約にセットできます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
※保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険のいずれか1つを必ずセットいただきますが、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約および車両保険無過失事故特約は条件に従って任意にセットできます。補償については、運転者家族限定特約や運転者年令条件特約等によって限定される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P17

車両保険、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約共通

故意・重過失
詐欺
酒気帯び
競技
公権力
自然消耗・故障
タイヤの単独損害
違法改造
地震・噴火・津波

chapter 4

ロードサービス

おクルマQQ隊 ＋ 運搬・搬送・引取費用特約

おクルマQQ隊は**運搬・搬送・引取費用特約をセットしたご契約**に提供します。2つの組合せで、充実したロードサービスをご利用いただけます。

たとえば
- 15kmを超える長距離のレッカーけん引が可能です。
- 事故や落輪時のクレーン費用をお支払いできます。

自家用8車種とは：用途車種が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下）、自家用（小型・軽四輪）貨物車、および特種用途自動車（キャンピング車）に該当する自動車をいいます。

おクルマQQ隊

おクルマQQ隊 専用ダイヤル **0120-096-991**（無料）

事故や故障など、お車のトラブルで困ったときは、おクルマQQ隊まで、ご連絡ください！専門スタッフが24時間365日体制で対応します。

レッカー QQサービス

事故または故障により自力走行不能[注1]となった場合に、事故または故障現場から修理工場まで、最長15km[注2]レッカーけん引します。15kmを超えるレッカーけん引料金や、クレーン費用等が発生する場合は、運搬・搬送・引取費用特約の対象となります。

各種情報提供サービス

レンタカー、ガソリンスタンドのご紹介等、快適なドライブをサポートする各種情報をご提供します。

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により自力走行不能[注1]となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回（保険期間が1年超のご契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回）のご利用に限ります。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- ガス欠時のガソリン補給（最大10リットル）
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業

〈JAF会員向けメリット〉
お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

（注1）物理的・機能的に走行不能である状態、または法令により走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。
（注2）お客さまがJAF会員の場合は、最長30km（おクルマQQ隊15km+JAF15km）となります。<2011年4月1日現在>

サービスご利用にあたってのご注意点

- サービスを利用される場合は、**ご自身でレッカー等を手配される前に「おクルマQQ隊専用ダイヤル」へご連絡をお願いします。**
- 現場清掃費用、車両預かりにかかる保管料、部品代・消耗品代等、**サービスの対象外となる費用が生じた場合、これら費用はお客さまのご負担となります。**
- 上記はおクルマQQ隊（一般用）の概要をご説明したものです。詳しくは「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

GPS機能付携帯電話の場合
GPSサービスもご利用いただけます。

- ・NTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話のみ利用可能です。
- ・スマートフォンも利用可能です。当社スマートフォンサイトは、iPhone・Xperia等のiOSおよびAndroid搭載のスマートフォンに対応しています。

長距離のレッカーけん引や落輪の引上げ作業が必要なとき

運搬・搬送・引取費用特約

すべてのご契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

衝突、接触等の事故や故障[注1]または落輪によりご契約のお車が自力走行できなくなった場合、実際に負担した次の費用について、15万円（車両保険をセットする場合は車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い額）を限度に運搬・搬送・引取費用保険金をお支払いします。[注2]

- ご契約のお車を事故・故障現場から修理工場へ運搬したり、修理後に引き取るための費用
- 落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用

（注1）自宅駐車場またはご契約のお車を通常保管する場所で生じた故障を除きます。
（注2）ご契約のお車が自家用8車種以外の場合は、故障によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合

上記に加えて
- ■故障損害（ご契約のお車が自家用8車種の場合を除きます）
- ■キーの閉じ込み・紛失、バッテリーの過放電、燃料切れ、法令により禁止されている改造に起因する故障、取扱説明書と異なる使用に起因する故障によって生じた損害
- ■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、轍（わだち）または砂地・湿地等が原因で、自力走行不能となった場合に生じた損害
- ■運搬費用について車両保険金をお支払いする損害に対しては、運搬・搬送・引取費用保険金を重ねてお支払いしません。

chapter 5 MYオプション

カーライフにあわせて補償をお選びください。
お客さまにぴったりの自動車保険を作れます。

一方的に追突されて、相手の方との交渉がうまくいかないとき

自動車事故弁護士費用特約

弁護士費用特約 と同時にセットできません。

保険金をお支払いする主な場合

自動車事故(注1)により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用(注2)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) ご契約のお車の運行事故(ご契約のお車が衝突した等)、ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
(注2) 損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。
(注3) 弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。
※記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

自動車事故だけでなく日常生活の事故で弁護士に相談したいとき

弁護士費用特約

記名被保険者が個人の場合にセットできます。
自動車事故弁護士費用特約 と同時にセットできません。

保険金をお支払いする主な場合

日常生活の事故(自動車事故を含みます)により生命または身体を害されたり、財物に損害を受け、損害賠償請求費用や法律相談費用(注1)を負担した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 相手の方へ損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した損害賠償請求費用(注2)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に損害賠償請求費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) 損害賠償請求費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。
(注2) 弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいいます。
※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

万一の事故のときには、紹介ネットワークをご利用いただけます。
保険金をお支払いする場合に、ご希望により**弁護士**をご紹介します。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P17

故意・重過失 酒気帯び 闘争・自殺 承諾なし 競技 台風 親族間 地震・噴火・津波

上記に加えて

- ■ご契約のお車以外の自動車で、「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま」の使用者が所有する自動車に、被保険者が使用者の業務のため搭乗中に生じた損害
- ■業務に使用される財物(ご契約のお車を除きます)、業務に関連して受託した財物、車室内・トランク内に収容されていない財物、キャリアに固定されていない財物に生じた損害
- ■親族等所有自動車(注)に搭乗中に生じた損害、親族等所有自動車(注)に搭乗していない場合に車室内・トランク内に収容またはキャリアに固定されている財物に生じた損害
- ■麻薬等の影響を受けているおそれがある状態で生じた損害、財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しょく等によって生じた損害
- ■違法に所有・占有する財物に生じた損害
- ■労働災害によって生じた損害。ただし、ご契約のお車に搭乗中に生じた損害を除きます。
- ■初年度契約の始期日より前に被保険者が発生を予見していた損害
- ■保険金請求が行われる保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

(注) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P17

故意・重過失 酒気帯び 闘争・自殺 承諾なし 競技 台風 公権力 親族間 地震・噴火・津波

上記に加えて

- ■被保険者に対する刑の執行によって生じた損害
- ■ご契約のお車および親族等所有自動車(注)以外の自動車であって「記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま」の使用者が所有する自動車に、被保険者が使用者の業務のため搭乗中に生じた損害
- ■業務に使用される財物(ご契約のお車および親族等所有自動車(注)を除きます)、業務に関連して受託した財物、車室内・トランク内に収容されていない財物、キャリアに固定されていない財物に生じた損害
- ■麻薬等の影響を受けているおそれがある状態で生じた損害、液体・気体の排出によって生じた損害、財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しょく等によって生じた損害
- ■違法に所有・占有する財物に生じた損害
- ■労働災害によって生じた損害。ただし、ご契約のお車または親族等所有自動車(注)に搭乗中に生じた損害を除きます。
- ■医療過誤によって生じた損害、石綿・外因性内分泌かく乱化学物質・電磁波障害・騒音・悪臭によって生じた損害、初年度契約の始期日より前に被保険者が発生を予見していた損害
- ■保険金請求が行われる保険会社に対する損害賠償請求・法律相談、社会通念上不当な損害賠償請求・法律相談

(注) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

自転車に衝突されてケガをしました。相手に治療費を請求したいのですが、弁護士に相談する費用は補償されますか?

はい。**弁護士費用特約**で補償します。ほかにも、たとえば、イベント会場で下敷きになりケガをした場合や、マンションの階上の水漏れで家具に損害が生じた場合も、弁護士などに相談する費用を補償します。

お車の修理中にレンタカーを利用したいとき
代車費用特約

ご契約のお車が営業用自動車以外の
車両保険 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金のお支払対象となる事故によりご契約のお車が使用できなくなった場合に、レンタカー等を借りるために実際に負担した費用について、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度に代車費用保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P7

事故で新車が大破したら、もう一度新車に買い替えたいとき
新車特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、
満期日が初度登録(初度検査)から37か月以内の
車両保険 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害(注1)が生じ、お車の買替または修理をした場合に、次の損害額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。(注2)

<お車を買い替えた場合>
買い替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)(注3)

<お車を修理した場合>
修理費

(注1) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
- お車を修理できない場合
- 修理費が車両保険金額以上となる場合
- 損害額(修理費等)が新車保険金額の50%以上となる場合。ただし、お車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。

(注2) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
- 事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理をしない場合
- ご契約のお車が盗難された場合

(注3) 取得価額が、車両価額協定保険特約の損害額(修理費等)を下回る場合は、その損害額(修理費等)を取得価額として車両保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P7

長年乗っているお車が事故で壊れたら新しい車に買い替えたいとき
車両全損(70%)特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、
始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の
車両保険 付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が生じ、ご契約のお車の所有権を当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。(注)

(注)全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P7

長年乗っているお車の修理費が高額になったとき
車両超過修理費用特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合で、
始期日が初度登録(初度検査)から25か月超の
車両保険 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理した場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険 と同じです。 詳しくは P7

chapter 5 MYオプション

事故でお車に積んだ持ち物がこわれてしまったとき 車内手荷物等特約

ご契約のお車が自家用8車種の**車両保険** 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク等に収容された個人所有の動産(注1)に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。(注2)(注3)
また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。
•損害防止費用 •権利保全行使費用 •盗難引取費用 •共同海損分担費用
(注1)カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限ります。また、現金、眼鏡、携帯電話等は個人所有の動産に含みません。
(注2)車両保険金をお支払いする場合に限ります。
(注3)保険金のご請求は記名被保険者を経由して行っていただきます。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P17

故意・重過失 詐欺 酒気帯び 競技 公権力 自然消耗・故障 地震・噴火・津波

上記に加えて
■キャリアに固定されている個人所有の動産の盗難
■置き忘れ・紛失

日常生活で相手に損害を与えてしまったとき 日常生活賠償特約(保険金額・無制限)

示談交渉サービス付

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人の場合にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

国内における日常生活の事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。
•損害防止費用 •権利保全行使費用 •緊急措置費用 •示談交渉費用 •争訟費用
※1 この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。
※2 被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P17

故意 第三者との約定 親族間 企業内 地震・噴火・津波

上記に加えて
■業務遂行に直接起因する損害賠償責任、もっぱら業務に使用される動産・不動産の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者が所有・使用または管理する財物の破損について、その財物の正当な権利を有する方に対して損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任、被保険者による暴行・殴打に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害
■航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

原動機付自転車を運転中に事故を起こしてしまったとき

原動機付自転車のおケガの補償によって2つの特約から選べます。

ファミリーバイク(人身傷害あり)特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車で、記名被保険者が個人の**対人・対物賠償保険**および**人身傷害保険** 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注)を運転中等の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。
(注)臨時に借りた原動機付自転車を含みます。
※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

ファミリーバイク(人身傷害あり)特約は、自損事故や無保険車との事故に加えて、他の車に衝突された場合なども補償します。

ファミリーバイク(人身傷害なし)特約

ご契約のお車が自家用8車種または自家用二輪自動車で、記名被保険者が個人の**対人・対物賠償保険**付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車(注1)を運転中等の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、自損傷害特約および無保険車傷害特約の保険金(注2)をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。
(注1) 臨時に借りた原動機付自転車を含みます。
(注2) ご契約に人身傷害保険、自損傷害特約および無保険車傷害特約をいずれもセットしていない場合は、自損傷害特約および無保険車傷害特約の保険金をお支払いしません。
※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。
※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合 マークの説明は P17

対人賠償保険・対物賠償保険

承諾なし

左記に加えて
■被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に生じた損害
■被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に生じた損害
■原動機付自転車の修理、保管、売買、運転代行等、原動機付自転車を取り扱う業務のために所有・使用または管理する原動機付自転車について生じた損害

chapter 6 その他の特約

友人や知人などから借りた車で事故を起こしてしまったとき
他車運転特約

ご契約のお車が自家用8車種で、記名被保険者が個人の場合に必ずセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注3)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注4)(注5)

(注1) 自家用8車種の場合に限ります。ただし、次のお車は除きます。
・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車
(注2) 駐車中または停車中を除きます。
(注3) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
(注4) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
(注5) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P17

承諾なし

左記に加えて
■被保険者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に生じた損害
■被保険者が役員となっている法人の所有する自動車を運転中に生じた損害
■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転中に生じた損害

修理中に借りた車で事故を起こしてしまったとき
臨時代替自動車特約

必ずセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車(注1)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注2)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注3)(注4)

(注1) ①～③の方が所有するお車を除きます。
①記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
②記名被保険者の役員
③記名被保険者の使用人
(注2) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
(注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
(注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。

※運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

保険金をお支払いしない主な場合

―

友人などから借りたバイクで事故を起こしてしまったとき
他車運転（二輪・原付）特約

ご契約のお車が自家用二輪自動車または原動機付自転車で、記名被保険者が個人の場合に必ずセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたバイク(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険および人身傷害保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注3)をお支払いします。また、臨時に借りたバイクの保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注4)

(注1) バイクとは二輪自動車または原動機付自転車をいいます。ただし、次のバイクは除きます。
・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するバイク
・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するバイクを自ら運転中の場合は、そのバイク
(注2) 駐車中または停車中を除きます。
(注3) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
(注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※1 運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。
※2 ご契約に車両保険をセットされている場合でも、臨時に借りたバイクに生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合

他車運転特約 と同じです。

chapter 6 その他の特約

人身傷害保険をセットしない場合のおケガの補償

人身傷害保険のセットを希望されないお客さま向けに、次の特約をご用意しています。

相手からの補償が受けられない事故によりケガをしてしまったとき

2つの特約をあわせてセット

自損傷害特約

人身傷害保険と同時にセットできません。
無保険車傷害特約とあわせてセットいただきます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故(注1)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。

- 死亡した場合に、1,500万円(注2)を死亡保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて50万円～2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	ケガ	金額
①	5日未満	5日未満入通院保険金	―	5,000円
②	5日以上	5日以上入通院保険金	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	5万円
③			骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円
④			上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	25万円
⑤			脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	50万円

(注1) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故をいいます。
(注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P17

故意・重過失　酒気帯び　闘争・自殺　承諾なし　感染症　競技　地震・噴火・津波

無保険車傷害特約

人身傷害保険と同時にセットできません。
自損傷害特約とあわせてセットいただきます。

保険金をお支払いする主な場合

無保険車(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害(注2)について被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用

(注1) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
(注2) 損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。
※1 自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。
※2 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に搭乗していない従業員等は被保険者に含まれません。

保険金をお支払いしない主な場合

マークの説明は P17

故意・重過失　酒気帯び　闘争・自殺　承諾なし　感染症　競技　親族間
企業内　台風　地震・噴火・津波

上記に加えて

■ご契約のお車に適用される対人賠償保険によって補償が受けられる場合

搭乗中にケガをして、死亡したときまたは後遺障害が生じたとき

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

すべてのご契約にセットできます。

人身傷害保険とあわせてセットすることもできます。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険金額の全額(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。(注2)

(注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。
(注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(入通院/2区分)特約

と同じです。

詳しくは P5

搭乗中のおケガにより、入院や通院をしたとき

搭乗者傷害（入通院／5区分）特約

人身傷害保険、**搭乗者傷害（入通院／2区分）特約**
と同時にセットできません。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院または通院した場合に、次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	入院または通院の合計日数	保険金	ケガ	金額
①	5日未満	5日未満入通院保険金	―	1万円
②	5日以上	5日以上入通院保険金	打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
③			骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
④			上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
⑤			脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約 と同じです。 詳しくは P5

さらに

搭乗者傷害（入通院／5区分）倍額払特約

搭乗者傷害（入通院／5区分）特約 付き契約にセットできます。

保険金をお支払いする主な場合

搭乗者傷害（入通院／5区分）特約の保険金の金額を2倍にして、医療保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約 と同じです。

詳しくは P5

または

搭乗者傷害（入通院／日数）特約

人身傷害保険とあわせてセットすることもできます。

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約、
搭乗者傷害（入通院／5区分）特約と同時にセットできません。

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、ケガの治療の目的をもって入院または通院した日数（注）に対して、入院日数1日につき入院保険金日額、通院日数1日につき90日を限度に通院保険金日額を医療保険金としてお支払いします。

（注）事故日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、保険金をお支払いしません。

保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害（入通院／2区分）特約 と同じです。

詳しくは P5

ご契約が満期を迎えるとき

当社から保険契約者に満期のご案内をお送りします。

※ご契約内容によって満期のご案内や手続の方法等が異なります。

おすすめプランを掲載した冊子や『重要事項のご説明』をお客さまにお届けします。

万一、継続手続を失念してしまったとき

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続を忘れた場合でも補償を継続する、セーフティネットをご用意します。

継続手続特約
キャッシュレスのご契約にセットできます。

- 口座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続の失念により補償がなくなることを防ぐために、継続手続特約がセットできます。
  ※ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡（注1）を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出がない場合（お客さまと連絡が取れない場合等）は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等も行います。（注2）
  （注1）過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
  （注2）所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- **当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。**

chapter 7 ご確認事項と保険料

1. 運転する方の範囲について

「ご夫婦だけ」または「ご家族だけ」が運転する場合や、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年令条件を設定することにより保険料が異なります。

運転者を限定できるのは、記名被保険者が個人でご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の場合、運転者年令条件を設定できるのは、ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、二輪自動車または原動機付自転車の場合です。

運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は限定した方が、運転者年令条件を設定した場合は運転者年令条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

（1）記名被保険者が個人の場合

①自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車のときは、次のチャートをご参考にお決めください。

まず、お車を運転する方をすべてチェック☑したうえで、最も右の☑の方から⬇を進んでください。

②二輪自動車または原動機付自転車のときは、運転する次の方のうち、最も若い方の年令にあわせて、運転者年令条件を設定してください。

運転する方		運転者年令条件
記名被保険者 記名被保険者の配偶者 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族 上記の方が営む事業に従事中の従業員	最も若い方の年令にあわせてこちらの3つからお選びください	年令を問わず補償／21才以上補償／26才以上補償

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

（2）記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、二輪自動車または原動機付自転車のときは、運転する最も若い方の年令にあわせて運転者年令条件を設定してください。

運転者年令条件：年令を問わず補償／21才以上補償／26才以上補償

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、「年令を問わず補償」「21才以上補償」のいずれかをお選びください。

- 〈共同保険の場合について〉複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。（なお、共同保険の場合は、引受保険会社および各社の引受割合は決定次第ご案内します。）
- 保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年未満の短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。ただし、もどリッチ（満期精算型払戻金特約をセットした長期契約）をご契約いただいた場合、保険期間が満了し保険料全額の払込みが完了しているときには、満期日の前々月の応当日までに発生した事故の件数に応じて、満期払戻金をお支払いします。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

2. 保険料について

1年間無事故なら **1等級アップ**

保険金支払対象事故があったら 1件につき **3等級ダウン**(注5)

(1)等級別料率制度

保険料は1～20等級の区分により割引・割増されます。

①初めてご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなり、運転者年令条件に応じた割増引率(注1)が適用されます。
2台目以降のお車について初めてご契約される場合(注2)で、**セカンドカー割引**の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。

	運転者年令条件	運転者年令条件特約の対象			運転者年令条件特約の対象外
		年令を問わず補償	21才以上補償	26才以上補償	
1台目のご契約	6等級(S)	25%割増	10%割増	5%割引	0%
2台目以降のご契約	7等級(S)	10%割引	15%割引	28%割引	28%割引

セカンドカー割引 の適用条件

- 1台目のご契約の等級が11等級以上であること。(注3)
- 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも自家用8車種またはいずれも自家用二輪自動車であること。
- 2台目以降のご契約の記名被保険者が、1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。
- 2台目以降のご契約のお車の所有者が、1台目のご契約のお車の所有者または1台目のご契約の記名被保険者、その配偶者もしくはそれらの方の同居の親族であり、かつ、個人であること。

(注1)一部の補償については、割増引率が適用されません。 (注2)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。
(注3)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、取扱いが異なります。

②継続してご契約される場合

ご契約の保険期間が1年の場合(注4)、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がります。ただし、ご契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に継続いただくことが条件となります。また、保険金の支払対象事故が生じた場合は、継続契約の等級が事故1件につき3つ下がります。(注5)

	割増			割引																
等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(注1)	52%	26%	10%	1%	10%	17%	23%	28%	33%	37%	40%	44%	47%	50%	52%	55%	57%	59%	61%	63%

(注4) 保険期間が1年超または1年未満のご契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年超のご契約において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、継続契約の等級が、保険期間1年のご契約を継続する場合より低くなることがあります。)
(注5) 継続手続がなされた後であっても等級を修正することがあります。また、ノーカウント事故や等級すえおき事故の場合等は取扱いが異なります。
(注6) 継続前のご契約に1等級が適用されており、かつ、次のいずれかに該当する場合で、継続契約に1等級が適用されるときには、1等級連続事故契約割増として、さらに20%割増を適用します。ニューロングの場合は、各保険年度ごとに適用条件を判定します。
・継続前のご契約に事故件数に数える事故が発生している場合 ・継続前のご契約に1等級連続事故契約割増が適用されている場合

(2)記名被保険者年令別料率区分

記名被保険者が個人で、運転者年令条件を「26才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別料率区分の保険料が適用されます。(注)

(注)保険期間が1年超のご契約の場合、翌保険年度以降の保険料は各保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年令で適用します。

運転者年令条件	記名被保険者年令別料率区分
26才以上補償	29才以下
	30 ～ 39才
	40 ～ 49才
	50 ～ 59才
	60 ～ 69才
	70才以上

運転者年令条件が同一の場合でも、
記名被保険者の「年令」によって、
異なる保険料とするための区分です。
保険料を算出するための
区分であり、補償される
運転者の範囲ではありません。

(3)型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型)乗用車の保険料について、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階(注)で、補償の種類(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。なお、毎年1回、1月1日付で料率クラスの見直しを行います。

(注)数値が大きいほど保険料が高くなります。

(4)割引制度

適用条件を満たす場合、次の割引が適用されます。

- 長期優良割引
- 運転者本人・配偶者限定割引
- 運転者家族限定割引
- 新車割引
- 福祉車両割引
- イモビライザー割引
- セカンドカー割引
- ノンフリート多数割引

2台から割引!

※上記のほかに、公有割引、準公有割引および構内専用電気自動車割引もあります。

(5)払込方法

CREDIT

便利なキャッシュレスで払い込んでいただけます。

●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払

※現金により払い込むことも可能です。また、クレジットカード払(登録方式)および払込票払は、ご契約内容によってご利用いただけない場合があります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
●ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。
●取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

被保険者のマークのご説明

「被保険者」で使用されているマークは、次のとおりです。表示されているマークの方が補償を受けられます。

ご自身

記名被保険者をいいます。注❶

配偶者

記名被保険者の配偶者をいいます。注❶❷

同居の親族

「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族をいいます。注❶❷

別居の未婚の子

「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。注❶❷

借りた方

記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方をいいます。注❸

雇い主など

記名被保険者の使用者をいいます。注❹

搭乗者

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方をいいます。注❶

保有者

ご契約のお車の保有者をいいます。注❶
ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

運転者

ご契約のお車の運転者をいいます。注❶
他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

他車の搭乗者

次のいずれかの方が運転中(駐車中または停車中を除きます)**のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方**をいいます。注❶
- ・記名被保険者　・記名被保険者の配偶者
- ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま

所有する方

ご契約のお車を所有する方をいいます。注❺

注❶ **人身傷害保険、自動車事故特約、搭乗者傷害(入通院／2区分)特約**の場合は、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
注❷ **対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約**の場合は、ご契約のお車を使用または管理中の方です。
注❸ 業務として受託したご契約のお車を使用または管理している自動車取扱業の方を除きます。
注❹ 記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。
注❺ 通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合のマークのご説明

「保険金をお支払いしない主な場合」で使用されているマークは、次のとおりです。表示されているマークに該当する場合は、保険金をお支払いできません。

故意

故意
保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害

故意・重過失

故意または重大な過失
- ●**人身傷害保険、搭乗者傷害(入通院／2区分)特約、自損傷害特約、無保険車傷害特約**の場合
  - ・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害またはケガ
  - ・損害またはケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた場合は、その方の受け取るべき金額
- ●**車両保険、全損時諸費用特約、運搬・搬送・引取費用特約、車内手荷物等特約**の場合
  保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害
- ●**自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約**の場合
  被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害

詐欺

詐欺・横領
詐欺・横領によって生じた損害

酒気帯び

無免許運転、麻薬、酒気帯び
無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じた損害またはケガ(注)
(注)**車両保険、全損時諸費用特約、運搬・搬送・引取費用特約、車内手荷物等特約**の場合、これらの状態での運転の場合に生じた損害

闘争・自殺

闘争・自殺・犯罪
闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に生じた損害またはケガ

承諾なし

承諾なし
自動車(注1)の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで、自動車(注1)に搭乗中(注2)に生じた損害またはケガ
(注1)**弁護士費用特約**の場合、「自動車または交通乗用具」をいいます。
(注2)**ファミリーバイク(人身傷害あり)特約、ファミリーバイク(人身傷害なし)特約、他車運転特約、他車運転(二輪・原付)特約**の場合、「運転中」をいいます。

第三者との約定

第三者との約定
第三者との約定により加重された損害賠償責任(注)を負うことによって生じた損害
(注)「無過失の場合でも賠償する旨を定める」「あらかじめ法律上の負担額を超える損害賠償額を定める」など、被保険者が第三者との間で損害賠償責任に関する約束を法律上の損害賠償責任を超えて交わすことによって加重された損害賠償責任をいいます。

感染症

創傷感染症
微傷に起因する創傷感染症(丹毒(たんどく)、淋巴腺炎(りんぱせんえん)、敗血症(はいけつしょう)、破傷風(はしょうふう)等)、またはそれによる損害

競技

競技・曲技等
ご契約のお車(注1)を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害またはケガ(注2)
(注1)**弁護士費用特約**の場合、親族等所有自動車を含みます。
(注2)次の自動車に搭乗中にその本人に生じた損害を含みます。
- ・**自動車事故特約、自動車事故弁護士費用特約、無保険車傷害特約**の場合、ご契約のお車以外の自動車
- ・**弁護士費用特約**の場合、ご契約のお車および親族等所有自動車以外の自動車。

※親族等所有自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。

公権力

公権力の行使
国・公共団体の公権力の行使によって生じた損害

地震・噴火・津波

地震・噴火、津波、核燃料物質、戦争等
戦争・外国の武力行使・暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質等によって生じた損害またはケガ

台風

台風・洪水・高潮
台風・洪水・高潮によって生じた損害

自然消耗・故障

欠陥・さびその他自然消耗、故障損害
欠陥・摩滅・腐しょく・さびその他自然消耗、故障損害

タイヤの単独損害

取り外された部分品等、タイヤの単独損害
取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害

違法改造

法令により禁止されている改造を行った部分品等に生じた損害
法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害

親族間

ご自身、父母、配偶者、お子さま、同居の親族などの間の賠償
- ●**対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約**の場合
  次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、または、所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
  - ・記名被保険者
  - ・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
  - ・ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  - ・被保険者(対物賠償保険のみ)
  - ・被保険者の配偶者
  - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
- ●**無保険車傷害特約**の場合
  次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合、または、次のいずれかに該当する方の運転する無保険車(注)によってケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合
  - ・被保険者の配偶者
  - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  (注)**対人賠償保険**が契約されていない自動車等をいいます。
- ●**自動車事故弁護士費用特約、弁護士費用特約**の場合
  次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
  - ・記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま、ご契約のお車の所有者(注)
  - ・被保険者の配偶者
  - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限ります。
  (注)**弁護士費用特約**の場合、親族等所有自動車の所有者を含みます。親族等所有自動車とは、ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用する自動車をいいます。
- ●**日常生活賠償特約(保険金額・無制限)**の場合
  被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

企業内

企業内の賠償
- ●**対人賠償保険**の場合
  次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
  - ・被保険者の業務に従事中の従業員
  - ・被保険者の使用者の業務に従事中の同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。(注)
  (注)ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者同僚災害特約により補償されます。
- ●**無保険車傷害特約**の場合
  次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
  ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合に限ります。
  - ・被保険者の使用者
  - ・被保険者の使用者の業務に無保険車(注)を使用している同僚
  (注)**対人賠償保険**が契約されていない自動車等をいいます。
- ●**日常生活賠償特約(保険金額・無制限)**の場合
  被保険者の業務に従事中の従業員の生命または身体が害されたことに起因する損害賠償責任を負うことによって生じた損害

chapter 8 ニューロング

おトクで便利な保険期間が3年または2年のご契約です。

「1年契約」よりも2年目以降の保険料が約3.5%おトクです!

3年契約の場合、「1年契約」を3年間継続するより総払込保険料は平均2%以上安くなります。
※いずれも当社契約の比較です。「1年契約」は、将来の料率改定や型式別料率クラスの変更等を考慮していません。ニューロングはこれらの改定等が保険期間中の保険料には反映されないため、2年目・3年目の保険料が「1年契約」より高くなる場合があります。

無事故の場合

…「1年契約」と比較した場合の保険料メリット

事故があった場合

等級が変わって保険料があがりますが、2年目以降の保険料は「1年契約」を継続するよりも3.5%お安くなります。

年間保険料	等級	無事故の場合		
		1年契約	ニューロング	比較
1年目	11	137,160円	137,160円	± 0円
2年目	12	126,480円	122,280円	▲4,200円
3年目	13	118,200円	114,240円	▲3,960円
合計		381,840円	373,680円	▲8,160円

年間保険料	等級	1年目に事故が1件あった場合		
		1年契約	ニューロング	比較
1年目	11	137,160円	137,160円	± 0円
2年目	8	162,480円	156,840円	▲5,640円
3年目	9	149,520円	144,240円	▲5,280円
合計		449,160円	438,240円	▲10,920円

【左記の契約条件】「1年契約」は次の条件で3年間継続した場合、ニューロング(新長期保険料分割払特約をセットした長期契約)は保険期間3年でご契約した場合
GK クルマの保険・一般用、月払<口座振替>、記名被保険者:個人<35才>、自家用普通乗用車、型式別料率クラス:車両4・対人・自損5・対物5・傷害5、26才以上補償、対人賠償保険:無制限、対物賠償保険:無制限<免責金額:なし>、対物超過修理費用特約:あり、人身傷害保険:5,000万円<自動車事故特約をセット>、搭乗者傷害(入通院/2区分)特約:あり、車両保険:あり<一般車両、保険金額:1年目100万円、2年目90万円、3年目80万円、免責金額:0-10万円>、全損時諸費用特約:あり、運搬・搬送・引取費用特約:あり

毎年の継続手続が不要です!

「1年契約」の場合
3年間でお手続は3回。

ニューロングなら
お手続は最初の1回だけ!

ご契約内容や翌年度の保険料を毎年ご案内するので安心!

事故件数に応じて満期払戻金がもどる
もあります。

用語のご説明

用語	説明
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものを除きます。 (注)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

用語	説明
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
時価額	損害が生じた地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・初度登録年月(初度検査年月)で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
修理費	損害が生じた地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認められるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
全損	損害額または修理費が、時価額以上となる場合をいいます。 ※車両価額協定保険特約をセットした場合は、ご契約のお車の損傷を修理することができないとき、または修理費が協定保険価額(注)以上となるときをいいます。 (注)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は当社が定める区分表によるものとします。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

万一の事故のとき「お客さま安心サポート」

お客さまの「困った！」や「心配…」に先回り！ 事故の発生から解決まで安心しておまかせください！

事故発生！

車が壊れて動かない…に先回り

お電話一本レッカー移動！
おクルマQQ隊
ご契約のお車が自家用8車種の場合、運搬・搬送・引取費用特約をセットしたご契約にロードサービスをご提供します。

何をすればいいんだろう…に先回り

おまかせクイック対応！
代わって安心サービス
夜間・休日でも、相手方や病院・修理工場などへお客さまに代わってご連絡します。

事故を起こして不安だったけど…全部解決してくれた！

ホームヘルパー　ベビーシッター　バリアフリーリフォーム事業者　弁護士
信頼の紹介ネットワーク！

どこにたのめばいいのかな…に先回り

万全のサポート体制！

入院まごころ訪問
お客さまなどが入院された場合は、お客さまのご要望に応じ、スタッフがお客さまのもとをご訪問し、今後の対応をご説明します。

1事故1チーム制
スタッフがチームを組んで対応します。

示談交渉サービス
相手方との交渉は、もちろん当社におまかせください。

安心して私の事故対応をまかせたい…に先回り

解決！

カンタン請求手続！
手続書類省略サービス
車両・対物事故の「保険金請求書」等、お客さまにとってお手間のかかる書類のご提出を省略しています。（事故の内容等によっては省略できない場合があります。）

タイムリーな状況報告！
安心コール・安心レター
事故が解決に至るまで、対応経過を取りまとめて、お客さまにご報告します。

今、どうなっているのかな…に先回り

保険金請求書類を書かないと…に先回り

事故の発生からサポート！

事故受付センター　事故は365日　**0120-258-365**
24時間365日対応！　関係先へご連絡！　事故相談も！

＋

保険金お支払センター　事故の解決までサポート！
全国200か所の拠点網！<2011年4月現在>　特許出願中　独自の事故対応システム！

年間約1，380,000件の保険金支払実績<2010年度>

保険でできるエコ、はじめよう
Web約款をおすすめします！

Web約款は、パソコンを利用して、当社ホームページ（http://www.ms-ins.com）でご覧いただける約款です。
ご契約時に、冊子の約款に代えて、Web約款を選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組みなどに寄付を行います。

このパンフレットは、GK クルマの保険・一般用〈一般自動車総合保険〉の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」を必ずご確認ください。

ちきゅうにやさしい　エコマーク認定自動車保険
お客さまとともに地球環境保護に取り組んでいます。
「Web 約款の推進」による紙の使用量の削減
「リサイクル部品活用」による自動車修理など
エコマーク認定番号 第10147006号

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）
【受付時間】
平日　9:00〜20:00
土日・祝日　9:00〜17:00
（年末・年始は休業させていただきます）

万一、事故が起こった場合は
取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
事故は365日
0120-258-365（無料）

指定紛争解決機関
当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
（社）日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570-022-808〔ナビダイヤル（有料）〕
【受付時間】平日 9:15〜17:00
詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

三井住友海上火災保険株式会社
MS&AD INSURANCE GROUP
〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
お客さまデスク 0120-632-277（無料）
受付時間 平日9:00〜20:00 土日・祝日9:00〜17:00（年末・年始は休業させていただきます）
http://www.ms-ins.com

● ご相談・お申込先

A0902　600,000　2011.07　A3D13　（新）　（62）　62